

に集団化されていること。
3、計画がその地区の営農の実態等に

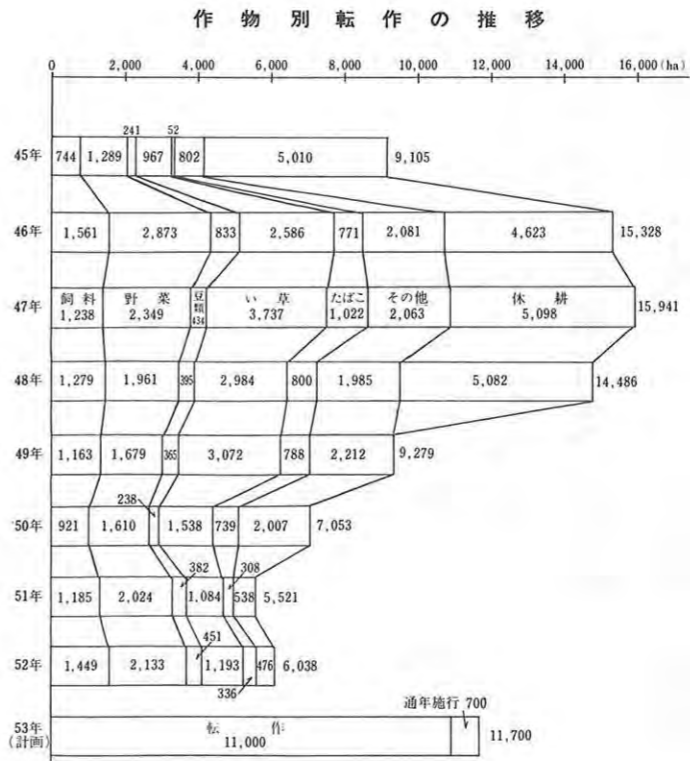
水田利用再編対策に対する県の基本的な考え方

国の米需給均衡化対策の方向に沿って、県としてはこれを契機として本県農業の健全な発展と農家生活の安定向上を図るために将来の食糧需要の動向に即し、地域の特性を生かした「新しい農業」を確立し我が国の食料基地としての地位

照らして妥当であり、転作の定着化が期待されるものであること。

を更に高めることにしています。

この対策に伴い、本県は昭和五十三年度から向こう三ヶ年間、毎年一、七〇〇ヘクタールの転作等目標面積の配分を受けましたが、本県における水田の分布は山間高冷地から海岸島しょにわたり、



経営、土地条件、輪作体系等地域的に幅が広く複雑で、また輪作作物の種類も多く地域差があります。従って目標面積の配分に当ってはこれらの地域差を考慮し公平な確保が図られるよう配慮しました。この目標面積のうち七〇〇ヘクタールが土地改良通年施行、一、〇〇〇ヘクタールが転作面積ですが、この面積を基礎に配分した市町村別転作目標面積一、〇〇〇ヘクタールも原則として昭和五十五年までの三ヶ年間は固定することとしています。

水田利用再編対策実施にともなう県の対策

1 転作作物の導入に当たっては需給上問題のない麦、飼料作物、大豆、そばの

特定作物に重点を置き、地域の特性を生かした作物を併行させ転作作物の定着化と産地化を図ります。
2 自らは転作が困難な農家の水田についてはその利用を中核農家に集積し転作を誘導していくこととし、このため農家が自主的に預託を希望する場合には、農業団体等が転作希望者に土地利用のあっせんを図ることにしています。
3 土地改良の通年施行については、市町村、土地改良区の積極的な協力を得て施行地区の転作導入を積極的に行い、農家の経営安定を図ります。

一、集団組織活動の促進

転作を計画的に進めその定着を図るため、地域ぐるみで話し合い、地域が一体となって活動することが要請されているので、市町村農業団体と連携をとりながら地域の集団活動を助成します。

二、農業団体の営農活動の促進

新しい農業の確立に当たって農業者の啓蒙、計画的転作、農用地の流動化と利用増進、転作のあっせん指導等農業団体

の営農活動にまつところが特に大きいのでこの活動を助成します。

三、転作作物の生産振興

(1) 麦

麦についてはこれまでも自給率向上のための施策が実施されてきました。五十二年産産麦から振興奨励金の基本麦価への取り入れをはじめとし、麦作集団育成総合対策、共済制度の充実が図られました。今回の水田利用再編対策においても麦は特定作物として優遇措置がとられています。

は、水田裏の飼料作物を含め、既耕地の作付面積を二四、〇〇〇ヘクタール、改良草地を二一、六〇〇ヘクタールに拡大し自給率を六五パーセント程度に引き上げる計画です。

このため、飼料作付面積の三分の二に当たる既耕地対策については畑の効率的利用を進めるとともに水田利用再編対策としては耕種農家の飼料作物への転作を計画的に促進し、耕種農家から畜産農家へ粗飼料の流通化を促進していく方針です。このため昭和五十三年度は自給飼料

生産向上特別対策及び水田利用粗飼料増産総合対策等の事業により、土地利用の集積、土地条件の整備、飼料生産、加工流通に要する施設機械導入を助成します。粗飼料の流通については現在、国は、乾草の取引規格等について検討をすすめておりますが、県においても独自に生産体の組織化、飼料の規格、価格、流通体制等について市町村、関係団体と一緒に検討を行っております。

(3) 大豆

大豆は味噌、醤油、豆腐、納豆等私達

の食生活に欠くことのできない食品の原料です。以前は県下一円に栽培されていましたが、生産性が低いことなどから作付面積は年々減少し、昭和二十九年の一、二〇〇ヘクタールをピークとして、昭和四十年一、五五〇ヘクタール、昭和四十八年一、五五〇ヘクタールになりましたが、その後大豆の生産振興に努めた結果昭和五十年一、八七〇ヘクタール、昭和五十二年二、一三〇ヘクタールと徐々に増加する傾向にあります。

昭和五十三年度は県下の大豆生産振興地域に大豆生産改善展示場の設置、作付技術の改良普及、他作物との輪作体系の確立を重点的に進め、転作特定作物としての優位な条件を生かし「大豆、なたね交付金暫定措置法」によりその価格も安定しているため、今後生産の拡大を図ってゆく方針です。

このため省力化対策、商品性向上対策として大豆脱粒機、選別機を生産団体等が導入する場合助成を行います。また、生活改善としても大豆の自給を奨励し「畑の肉」としての栄養価の認識を高めるとともに大豆加工の技術指導を行います。

四、生産基盤の整備

これまでの土地基盤整備事業は、水田を中心に稲作を主体に進められてきましたが、昭和五十三年度からは水田利用再

(2) 飼料作物
本県における自給飼料の生産基盤は水田、畑の既耕地一五、三〇〇ヘクタールと阿蘇を中心とする改良草地の七、二〇〇ヘクタールで粗飼料の自給率は五三パーセントです。
今後の家畜頭数の増加と畜産経営の安定向上を図るためには、昭和六十年に



▲粗飼料の自給率向上を(畜産高等研修所)